

心愛さん事件等学校が把握しながら救えるはずの命を救えなかった事件
一少なくとも 15 年前から同じような事件が続いている一を教訓とした再発防止対策

(再発防止対策)

1 あらかじめすべての案件につき関係機関で情報共有をした上、あざ・長期欠席・面会拒否・威嚇的言動・同居人の出現等「危険な兆候」に気づいた関係機関が直ちに警察に通報し、警察が直ちに家庭訪問し、けが・衰弱している場合に緊急に保護することができる仕組みの整備

2 一時保護の解除に当たっては、事前に市、学校、警察等関係機関の意見を聴取し、特に警察による保護者(同居人、家に入出入りする異性がいる場合はこれらを含む)の DV その他暴力的傾向の有無・程度その他の家庭の状況等の調査を踏まえた上で判断する仕組みの整備

3 一時保護を解除し家に戻す際には、事前に関係機関が連携して家庭訪問等により子どもの安否確認・親への指導支援の計画を立て、解除後はそれに従って頻繁に家庭訪問等により子どもの安否確認を行い、その状況を関係機関で情報共有し危険な兆候があれば直ちに警察が保護する仕組みの整備

4 学校は、子どもに傷・あざがある場合、子どもから親から暴力を受けているとの訴えを受けた場合、親から威嚇的言動を受けた場合等には直ちに警察に通報する方針の確立

関係機関は、子どもに傷・あざがある場合、子どもが親から暴力を受けているとの訴えを受けた案件、親が子どもを殺してやるなどの言動、職員に威嚇的言動を行う等の案件については警察に直ちに通報する仕組みの整備

5 長期欠席・不登校事案については、学校のみならず多くの関係機関で定期的に児童の安否を確認する(「祖父母の家にいる」などの保護者の説明をうのみにせず目視で直接子どもの安全を確認する)仕組みの整備

(以上の方針・仕組みがとられていれば心愛さんは救えた)

6 あらかじめすべての案件につき児相・市・警察で情報共有した上、警察が 110 番通報、DV 対応等で虐待家庭に対応し、深夜徘徊・家出等で被虐待児を保護した場合に親に騙される、通報先が分からないなどの理由で虐待を見逃すことなく子どもを保護することができることとし、かつ、その対応状況を警察から児相・市等に報告する仕組みの整備
(事件 3、4、東京都葛飾区愛羅ちゃん虐待死事件、埼玉県三郷市健太ちゃん虐待死事件等)

7 「親との信頼関係」なる理由で案件を抱え込み、子どもの安否確認、保護を怠ることを決してしないという方針の確立(下記多数の事件)
(心愛さん事件と同様のケースで学校が気づき子どもの命を救えた事件)

事件 1 福岡県筑紫野市 8 歳女兒殺人未遂事件

平成 31 年 2 月、福岡県筑紫野市で母親と同居の男が 8 歳の長女の両手と両足を縛り水風呂に入れて殺害しようとするなど何度も無理やり水風呂に入れるなどの虐待を繰り返していた事件。被疑者は水風呂を選んだ理由として「たたいてあざが残るといけないと思った」と供述している。嫌がる長女を裸のまま水風呂に入れる様子を撮影した画像が残っていた。長女が「うそはつかない」「いわれたことをいちどできく」などと書いた誓約書も見つかっている(結愛ちゃん事件、心愛さん事件と同様の事件)。福岡県の児相は一年以上前に把握しながら、警察へ通報せず。母親に対して指導していたが効果がないまま、家庭訪問も殆

どせず男と同居していた事実すら児相は把握していなかった。学校から児童にあざがある
と児相に通報があり、ようやく児相から警察に通報され、逮捕に至った。

★あらかじめすべての案件につき関係機関で情報共有され、「危険な兆候」に気づいた場合に児相・警察に通報する必要性を明らかにした事案—事件3も警察につき同様。

←あざを見つけても児童が親をかばい親からの虐待を否定した場合、学校があらかじめ児相・市から虐待家庭・被虐待児との情報提供を受けていなければ、虐待ではないと判断してしまい通報しないリスクがある。あらかじめ学校、警察等子どもの「危険な兆候」を発見できる関係機関が児相・市から虐待家庭・被虐待児につき情報提供を受けていることが必要不可欠。

★政府の緊急対策(平成30年7月20日)で児相と警察との情報共有の対象を「虐待による外傷が認められる事案」に限定されていることの問題点を明らかにした事案

←悪質な保護者ほど傷やあざが見えるところにつかないように虐待することから、「外傷」が認められる事案に共有の対象を限定することは、悪質な親によるより危険な虐待案件は警察と共有されないままに。すべての案件を共有することが必要。

1 学校が気づきながら通報せず虐待死に至った事件

○事件2 東京都西東京市中2男子生徒自殺強要事件(長期欠席・不登校事案)

平成26年7月、父親から虐待を受けていた中2の男子生徒が自宅で首をつり自殺した事件。前年11月とその翌年4月、担任教師が右目あたりのあざに気づき、父親から暴力を受けたと認めているにもかかわらず、男子生徒が「父親のように強くなりたい」と言ったことから、担任は「教育熱心な父親」ととらえ様子を見守ることにしたという。学年主任らには報告したが、市教委や児相には報告せず、警察にも通報しなかった。その後暴行がエスカレートし、6月から長期間学校を休む状況となり、学校は本人との面会を求めたが父親から「息子はいま祖母の家にいる。2学期からは学校に行く」と言われ、家庭訪問もしなかった。

★「子どもは祖父母の家にいる」などの親の説明をうのみにすることなく、直接目視で児童の安全を確認する必要があることを明らかにした事案

○事件3 大阪市西淀川区小学4年女児虐待死事件

平成21年4月、大阪市立小学校4年生の女児が母親の同居人の男から暴行を受け、殺害された事件。同年1月に担任が頬のあざを発見、翌日複数の関係教職員によりあざが確認され、学校は、この時点で虐待の可能性があることを認識していた。協議の結果、他校から転校して間もないことなどから「先入観を持たずに指導する」という考えを優先し、「見守り」を行うことを決定し、3月に担任が家庭訪問を申し出るも、同居男性から「和歌山の父母のところへ預けている」「今から出かけるので無理」「自分も母親も夜遅くまで働いている」などして、訪問、接触を断られそのままに。学校は、虐待を受けていることを認識していながら「見守り」と判断し、児相、警察にも通報しなかった。警察は虐待死の数日前にDVではないかとの110番通報を受け訪問しながら、虐待家庭という情報を得ていなかったことから、親から「夫婦喧嘩です。すいませんでした」と騙され、女児がいることも気づかず、女児を救うことができなかった。

★警察が虐待家庭・被虐待児に対応した際に親に騙されることなく児童を保護できるよう、あらかじめすべての案件につき、学校・児相・市との情報共有の必要性を明らかにした事案

★「親との信頼関係」なる理由で親に付度し子どもの保護を怠ってはならないことを明ら

かにした事案

○事件4 川崎市中学1年男子生徒リンチ殺人事件

平成27年2月、川崎市で中学1年の男子生徒が非行グループから殺害された事件。被害生徒は1か月以上も不登校で、深夜はいかいをし非行少年グループから暴力を受けていることが周りに知られ、学校は前年12月には、問題のある他中学の生徒らと付き合っていることを把握しながら、担任の女性教諭は30回以上にわたって自宅訪問、母親の携帯電話などに連絡を入れたが、「本人と連絡がつかない」「今は家にいない、自発的に登校するまで様子を見る」「友達といっているのではないか」などと母親から聞いたのみで、男子生徒に会えないままで、「本人と会っていない」と答える母親に対し、担任は行方が分からない場合は捜索願を出すよう提案したが、母親が警察に相談することではなく、学校も警察に連絡しなかった(学校は警察との連絡会で上村くんの不登校の事案を報告はしたが、氏名は伏せたままだった)。警察は殺害される8日前に加害少年の母親からの110番を受け、加害少年や被害生徒と接触・対応したが、学校から情報提供がないため通常のトラブルとして処理し、特段の対応をせず。学校から事前に情報提供されていれば、深刻な事案として捜査し、加害少年の逮捕等をすることも可能であった。

★あらかじめすべての案件つき、学校・児相・市は警察と情報共有を図り、警察が虐待家庭・被虐待児に対応した際に、犯罪・虐待を見逃すことなく児童を保護することができるようにすることが必要であることを明らかにした事案。川崎市は学校から警察への通報を制度化。

2 学校は通報したが、児相・市町村の不十分な対応で虐待死に至った事件

○事件5 名古屋市高校生による4歳男児虐待死事件

平成15年10月、名古屋市で母親と愛人関係にあった高校生が4歳の男児を虐待死させた事件。児童相談所は虐待の通報を受け対応していたが、男児が通う保育所の所長から「親との信頼関係が損なわれるから児童相談所は親と会わないでほしい。任せてほしい」言われ、児童相談所がそれを受けいれ、保育所に対応を委ねたまま、母親や高校生と面会もせず、子どもを保護しないまま虐待死に至らしめた。

★「親との信頼関係」なる理由で親に付度し子どもの保護を怠ってはならないことを明らかにした事案

○事件6 大阪府岸和田市中学男児餓死寸前事件(長期欠席・不登校事案)

平成16年1月、大阪府岸和田市で当時15歳の中学生の男子生徒が、父親と同居の女から食事を与えられず餓死寸前で救出されたが、重度の知的障害、身体障害が残った事件。

男子生徒は中学校を平成14年10月から不登校となり担任教師が家庭訪問したが、父親と同居の女から「寝ている」「うちで虐待でもしてると思ってるのか」とすごまれ、謝罪されるなどし男子生徒に会うことができず、児相には通報したが警察には通報せず、それ以上安全を確認する手段を講じなかった。児相は家庭訪問も警察への通報もせず放置。校長は虐待の可能性を認識していたことを認めたが、「児童相談所が対応してくれると思っていた」「虐待がない場合保護者との関係修復が難しい」と弁解した。

★「親との信頼関係」なる理由で親に付度し子どもの保護を怠ってはならないことを明らかにした事案

○事件7 福岡市18年間少女監禁事件(長期欠席・不登校事案)

福岡市で少女が 18 歳になるまで 18 年間も母親に家に監禁され、小学校も中学校も通うことができなかった事件。平成 17 年 10 月、少女は自力で逃げ出しコンビニに助けを求め警察に保護された。少女は手や足を縛られ、食事も与えられないこともあり、風呂も数カ月で 1 回しか入らせてもらえなかった。学校の教員は把握しており家庭訪問したが母親に面会を拒否され、児童相談所に通告していた。児童相談所職員も家庭訪問はしたが、同様に母親から面会拒否され、警察に通報もせず、そのまま放置していた。

○事件 8 大阪府寝屋川市 6 歳保育園児虐待死事件

平成20年 2 月、大阪府寝屋川市で 6 歳の女兒が母親の同居の男に殴り殺された事件。前年10月、寝屋川市家庭児童相談室は保育所から虐待の通告を受けていたが、安否確認も親との面会もしないまま放置した結果、殺害された。寝屋川市は保育所から女兒の顔に青あざがあること、母親と同居する男性がいる、養育困難であるという情報が何度も寄せられていながら、「軽度」と判断し、家庭訪問もせず、警察に通報もせず、保育所に親に注意するよう主任児童委員に見守り依頼をただけであった。

○事件9 川崎市3歳保育園児虐待死事件

平成20年11月、川崎市の 3 歳女兒が実母と同居男性から殴り殺された事件。母親は同年 3 月から男性と同居をはじめ、その頃からしつけ名目で殴るける、水風呂に長時間つける、水の入ったペットボトルを持った手をガムテープで固定し立たせたままにしたり、ひもで縛りカーテンレールに縛るなどの虐待を繰り返していたが、11月、腹部を強打し、医療機関に受診させないまま死亡させた。児童相談所は、保育所から通告がなされ、その後もけががある、通園しなくなったなどと度重なる通報がなされ、男性との同居なども知りながら、リスクアセスメントの見直しもせず、警察にも連絡せず、虐待死に至らしめた。

○事件 10 東京都江戸川区小 2 男児虐待死事件(長期欠席・不登校事案)

平成22年 1 月、東京都江戸川区小学校 1 年男児が両親から暴行を受け死亡した事件。前年 9 月、男児が歯科を受診。歯科医があざに気づき、江戸川区子ども家庭支援センター（以下「センター」という）に通報。センターが小学校長に連絡し状況を担任が確認したところ、外傷はなかった。その後男児が欠席し、自転車で怪我と連絡があり担任が家庭訪問。その後再度家庭訪問したところ同居男性が暴力を認め、二度と殴らないと約束し、その旨学校はセンターに報告し、センターは児相に報告した。その後男児は墨東病院に脳内血腫で入院、長期欠席を繰り返す状況であったが、いずれの機関も何もせず、警察に連絡もせず虐待死に至らしめた。

学校は子どもが怪我で長期欠席や入院という事実がありながら、何の対応もとらず、センターからの問い合わせにも、虐待という認識はなく、「日常生活に変わりはない」「元気で生活している」とのみ報告していた。家庭訪問の際父親から「もう二度としない」「もう殴らない」という言葉を受け、虐待は解決したと思った旨説明。

○事件11 岡山県倉敷市17歳女子生徒虐待死事件

平成23年 2 月、高等支援学校に通う清原麗さんが母親に全裸にされ、手や足を縛られて浴室に監禁され、5 時間後に低体温症で死亡した事件。児童相談所に対して平成20年から 4 回虐待の通告がなされ、高校には中学から虐待の申し送りがなされていた。学校は、麗さんの顔のあざや傷も確認し、麗さんから「みぞおちあたりが痛い。母に殴られた。」「週に 2、3 回けがをするぐらいに殴られる」「手足を縛られた」「冷水で髪を洗われた」「食事を十分に与えてもらえない」と訴え、「家から出たい」との訴えも聞いていた。学校は児相に報告していたが、児童相談所は麗さんや母親と面談するなど具体的な行動

をとらず警察にも通報しなかった。児相は、長年にわたる虐待、しかも、首から上への傷を把握しながら、しかも、死亡の直前には具体的な虐待の通報を得ながら一時保護はもちろん、面談すらしていない。

○事件 12 大阪市西淀川区小2男児虐待死事件

平成23年8月、小2男児が両親から暴行を受け虐待死させられた事件。学校は、あざのあった男児から事情をきき「お父さんに殴られた」と説明を受け、児相に通告したが、児相は家庭訪問した後は、学校と区役所に見守りを任せるという対応であった。警察への通報はなかった。男児はやせ細っており、体には多くの傷やあざ、たばこを押しつけられたようなやけどの痕が残っていた。

○事件 13 名古屋市中2男子生徒虐待死事件

平成23年10月母親のもとに出入りしている男の暴力により中学2年の男子生徒が蹴り殺された事件。男子生徒は頻繁にけがをしていたことから中学校から4ヶ月間に5度も児童相談所に虐待の通報をしていたが、児相は警察に連絡せず、一時保護もせず、虐待死に至らしめた。

(同様の事案で警察が情報を入手し児童を保護できた事件)

○事件 14 茨城県境町小学1年男児虐待事件

平成29年9月、茨城県で一か月の傷を負わされた小学男児につき学校から児相に通告がなされた。男児は母親の交際男から殴られたと供述していたにもかかわらず、母親が「自分が殴った」と説明したことから、児相は一時保護はしたが、殴った者が特定できないとして警察には連絡せず。別途情報提供を受けた警察が傷害を負わせた母親の交際男を逮捕した。

警察が男を逮捕しなければ一時保護解除後家に戻された男児は再度虐待を受ける危険が高かった。当時茨城県の児相は把握している案件の1%未満しか警察に通報していなかったが、本事件を機に平成30年1月から児相と警察と全件共有し連携しての活動が実現した。

○事件15 大阪府箕面市4歳保育園児虐待死事件

平成29年12月、箕面市の4歳男児が実母と2人の同居男性から殴り殺された事件。体には50か所のあざがあった。被害児童と弟は母親のネグレクトで一時保護されていたが解除され家に戻され保育所に入所。保育所から風呂に入っていない、服も着替えていない、保育所を休みはじめる、母親が男2人と迎えに来るなどの通報があったが、市は要対協実務者会議で「順調に通っている」などと報告。保育所職員が家庭訪問し弟にあざを発見したが母親から「階段から落ちた」などと説明され、市は児相・警察に通報せず。その2週間後に虐待死。警察は要対協実務者会議のメンバーでなく一切知らされていなかった。事件以後警察が実務者会議のメンバーに入るとともに大阪府と警察で全件共有と連携しての対応が実現。

★「危険な兆候」を把握した機関は直ちに警察に通報することが必要であることを明らかにした事案

★同居人の出現は「危険な兆候」であることを明らかにした事案

○事件 16 大阪府寝屋川市20数年女子監禁衰弱死事件(長期欠席・不登校事案)

平成30年1月、寝屋川市で小学6年のときから不登校となり、そのまま20数年両親から監禁され、衰弱死した事件。

3 一時保護解除後に児相の不十分な対応で虐待死に至った事件

○事件 17 広島県府中町小 5 女児虐待死事件

平成 24 年 10 月、小学 5 年女児が母親からゴルフクラブで撲殺された事件。女児はこれまで二度も一時保護されていたが、児相は一時保護を解除し母親の元に戻した際、警察にも連絡せず、安全確保計画も作らず、その後一度も家庭訪問もせずほったらかしにしていた。

○事件 18 北海道登別市措置解除 14 歳児童虐待死事件

平成 24 年 10 月、特別支援学級に通っていた 14 歳少女が、母親と同居していた男性に暴行を受け殺害された事件。少女は母親の育児能力に問題があることから児相により知的障害者施設に入所していたが、少女が夏休みに一時帰宅し、その後児相は施設入所措置を解除し、家に戻した。当時母親は母親の知人の女性と男性と同居していたが、児相は問題ないと判断し、事件が発覚するまでの 1 ケ月間は児童や同居家族とは面談もしなかった。この男については、過去 DV の相談が警察になされていたが、児童相談所は警察に連絡しなかった。